



平成 27 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 ペプチドリーム株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 窪田 規一
(コード番号：4587 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役経営管理部長 関根 喜之
電 話 番 号 (03) 3485-7707 (代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月11日開催の取締役会において、下記のとおり、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成27年9月18日開催予定の当社第9回定時株主総会に、定款の一部変更について議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は監査役会設置会社であり、取締役会における迅速かつ効率的な意思決定を重視しつつ、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでまいりましたが、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により監査等委員会設置会社制度が新たに創設されたことに伴い、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的とするものであります。

(2) 移行の時期

平成27年9月18日開催予定の当社第9回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条の一部

を変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③資本政策及び配当政策を機動的に行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を定款第37条として新設するとともに、これに伴い、同条の一部と重複することとなる現行定款第7条及び第46条を削除するものであります。

④その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、重複する規定の削除及び一部文言の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成27年9月18日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 平成27年9月18日（金）

以 上

【別紙】定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 〽 (条文省略)</p> <p>第3条</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 〽 (現行どおり)</p> <p>第3条</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定</u> <u>により、取締役会の決議によって自己の株</u> <u>式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 〽 (条文省略)</p> <p>第11条</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 〽 (現行どおり)</p> <p>第10条</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p><u>2 当社の株主総会は、法令に別段の定め</u> <u>がある場合を除き、取締役会の決議によっ</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>て、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p>	
<p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p>
<p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>第15条 ↳ (条文省略)</p>	<p>第14条 ↳ (現行どおり)</p>
<p>第18条</p>	<p>第17条</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第19条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了</p>	<p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除</p>

現行定款	変更案
<p>する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条 く (条文省略)</p>	<p>第21条 く (現行どおり)</p>
<p>第24条 (取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行<u>(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第31条</u> { (条文省略)</p> <p><u>第40条</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	<p><u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条 ↳ (条文省略)	第33条 ↳ (現行どおり)
第43条	第35条
第7章 計 算	第7章 計 算
第44条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	<p><u>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
(剰余金の配当の基準日) 第45条 (条文省略)	(剰余金の配当の基準日) 第38条 (現行どおり)
(新設) 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配	<p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、当社は基準日を定め</u></p>

現行定款	変更案
<p>当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当することができる。</u></p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>て剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第9回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

以 上